

様式例（法 34 条の 16 の 3）〔監査法人用〕

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 14 期 令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで

令和 5 年 8 月 22 日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 清流監査法人

所在地 東京都港区赤坂 2-19-4 関ビル 9 階

代表者 総括代表社員 加悦 正史

一. 業務の概要

1. 監査法人の目的及び沿革

目的 財務書類の監査又は証明の業務を目的とする。

沿革 平成 22 年 2 月 18 日設立

公認会計士法第 2 条 2 項業務については、平成 22 年 11 月 25 日付で廃止

令和 2 年 7 月 1 日 事務所を港区に移転

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

監査証明業務は、金融商品取引法監査、会社法監査、金融商品取引法監査に準じる監査を主として行っている。

非監査証明業務については、当該業務の廃止を決定し、平成 22 年 11 月 25 日付で定款を変更している。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当なし

(3) 監査証明業務の状況

令和5年6月30日現在

(会計年度末日)

	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	4	4
②金商法監査	—	—
③会社法監査	3	—
④学校法人監査	—	—
⑤労働組合監査	—	—
⑥その他の法定監査	—	—
⑦その他の任意監査	—	—
計	7	4

(4) 非監査証明業務の状況

非監査証明業務は、ありません。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

監査業務の質を合理的に確保するため、品質管理システムに関する事項を品質管理規程に定めている。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

業務の品質の管理の方針として、以下の事項を定め、その運用を行っている。

- ✓ 独立性の保持
- ✓ 監査契約の新規の締結及び更新
- ✓ 監査実施者の採用等
- ✓ 監査業務の実施
- ✓ 品質管理システムの監視

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響をおよぼすことを排除するための措置

該当なし

- (4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査
(品質管理レビュー) を受けた年月

令和 5 年 1 月

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認
当監査法人の品質管理担当責任者である総括代表社員は、監査業務の定期的な検証の結果報告を検証担当者から受け、これに対する対応を講じたことで、当監査法人の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認している。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査照明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

該当なし

- (2) 提携を開始した年月

該当なし

- (3) 提携上の提携の内容

該当なし

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当なし

- (2) 提携を開始した年月

該当なし

- (3) 業務上の提携の内容

該当なし

- (4) ネットワーク及びその取り決めの概要

該当なし

二. 社員の状況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6人	－人	6人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	当法人にとって重要な意思決定を行う	6人	－人	6人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である 使用人の 数
		公認会計士	特定社員	計	
東京事務所	東京都港区赤坂 2丁目19番4号	6人	－	6人	11人

四. 監査法人の組織の概要

別紙添付

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第12年度 令和3年7月1日～ 令和4年6月30日	第13年度 令和4年7月1日～ 令和5年6月30日
売上高		
監査証明業務	77,433	101,299
非監査証明業務	－	－
合計	77,433	101,299

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため、該当なし

3. 2.に掲げる計算書類に係る監査報告書

該当なし

4. 供託金の額

該当なし

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当なし

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

夢みつけ隊 株式会社

技研ホールディングス 株式会社

株式会社フーバーブレイン

株式会社 ラピーヌ

清流監査法人 組織図 (令和5年6月30日現在)

